

令和7年8月豪雨災害に係る災害義援金の第2次分配について

このたび、令和7年8月豪雨に係る第2回義援金分配委員会が開催され、第2次分配基準額等を決定しましたのでお知らせします。

日時:令和8年(2026年)8月6日(木)14:00～
会議:委員6名(1名欠席)

【審議結果】

<第2次分配>

- 熊本県配分:市への第3次分配における配分基準のとおりに配分する。
- 市受入分:①解体世帯を全壊相当(※1)として配分対象に加える。
 - ②県配分比率(※2)と同比率で配分基準額を変更し、一部損壊世帯への配分基準額は、第1次配分と同額とする。
 - ③第2次配分は、第1次配分時の配分基準額との差額について行う。
 - ④被災者生活再建支援制度における解体世帯としての基礎支援金の申請見込み分を留保したうえで、残額が残らないよう最大限に第2次配分を実施する。

※1 被災者生活再建支援制度において解体世帯として基礎支援金が支給された世帯

※2 配分比率:①人的被害(死亡者・行方不明者:1、重傷者:0.1)
②住家被害(全壊:1、解体:1、大規模半壊:0.75、中規模半壊:0.5、半壊:0.3、準半壊:0.1)

区分		県配分 基準額 (第2次まで)	市配分 基準額 (変更前)	県配分 基準額 (第3次)	市配分 基準額 (変更後)	県配分 差額 (第3次)	市配分 差額	差額 合計 (市第2次 配分額)
人的被害	死亡者	270,000円	30,000円	400,000円	60,000円	130,000円	30,000円	160,000円
	行方不明者	270,000円	30,000円	400,000円	60,000円	130,000円	30,000円	160,000円
	重傷者	27,000円	3,000円	40,000円	6,000円	13,000円	3,000円	16,000円
住家被害	全壊	270,000円	30,000円	400,000円	60,000円	130,000円	30,000円	160,000円
	大規模半壊・解体	—	—	400,000円	60,000円	197,500円	37,500円	235,000円
	中規模半壊・解体	—	—	400,000円	60,000円	265,000円	45,000円	310,000円
	半壊・解体	—	—	400,000円	60,000円	319,000円	51,000円	370,000円
	大規模半壊	202,500円	22,500円	300,000円	45,000円	97,500円	22,500円	120,000円
	中規模半壊	135,000円	15,000円	200,000円	30,000円	65,000円	15,000円	80,000円
	半壊	81,000円	9,000円	120,000円	18,000円	39,000円	9,000円	48,000円
	準半壊	27,000円	3,000円	40,000円	6,000円	13,000円	3,000円	16,000円
	一部損壊	10,000円	1,100円	10,000円	1,100円	—	—	—